

銀雀山漢簡『民之情』にみえる「分」の思想

福田 一也

要 旨

本稿では、『銀雀山漢墓竹簡〔貳〕』所収の『民之情』と題する古佚文献を取り上げ、本篇に特徴的にみえる「分」の思想と、他の諸文献との関連を中心に考察した。本篇にみえる「分」とは、身分的序列や道義的分別を指し、本篇では「分」意識の育成に基づく民の使役法を説いている。部分的に類似する思考は、『尉繚子』『荀子』『管子』『呉子』にもみえ、中でも『荀子』とは強い関連性が認められる。ただし、『荀子』では士大夫を対象とするのに対し、『民之情』では民を対象とするなど、両者には違いもみえる。士大夫などの統治階層に限定するのではなく、一般の民にまで士大夫と同等の効果を認める点に、本篇の思想的特色が存在する。

キーワード：銀雀山／民之情／漢簡／出土文献／

緒言

2010年1月、文物出版社から刊行された『銀雀山漢墓竹簡〔貳〕』¹の中に、「民之情」と題する古佚文献が含まれている。銀雀山漢墓竹簡は、1972年に山東省臨沂県の銀雀山漢墓より発見された竹簡群（通称「銀雀山漢簡」）で、第一輯²には『孫子兵法』・『孫臏兵法』・『六韜』・『尉繚子』などの伝世文献と関連の深い古代兵書が収録されていた。そして、今回刊行された第二輯には、①「論政論兵之類」（50篇）②「陰陽時令、占候之類」（12篇）③「其他」（13篇）の三部構成、計75篇が収められており、本稿で取り上げる『民之情』は、その①に収録されている。

『民之情』に関しては、まだほとんど研究がなされていない³。そこで筆者は本文献について初歩的な考察を行い、2014年5月に台湾の国立高雄餐旅大学で開催された国際学会において、「銀雀山漢簡『民之情』小考」と題する口頭発表を行った⁴。だがそこでは、本篇の内容分析を中心に考察を行ったため、他の文献との比較考察などは十分に行うことができなかった。『民之情』には、民を使役する方法が八条目に渡って記されているが、実にその半数にあたる四条目に「分」に関する記述がみえる。『民之情』で説かれる「分」とは、主に官職上の分限（職分）や道義的分別を指しており、本篇の作者はこの「分」による民の使役法を非常に重視している。本篇の「分」に関してはすでに上記の発表において初歩的な検討を行っているが、本稿ではこれと関連する諸文献との比較を中心に行い、本篇における「分」の思想の特色について考察を試みたいと思う。

一 『民之情』の釈文・訓読、及び現代語訳

『民之情』は、各論を展開する八簡とそれを総括する一簡の計九簡で構成されている。各論部分の八簡は、末尾に全て「民之情也」という一句が見え、以下は留白となっている。元々の篇題は無く、『民之情』という篇名は上記の「民之情也」に基づいて名付けられた仮名である。以下、筆者が確

定した釈文を記し、訓読・現代語訳を付す。【】⁵内は、整理者が竹簡のスペースや内容から補充した文字、□内の漢数字は竹簡の整理番号である。

●釈文・訓読

(第一簡)

…【一曰】……勝、民盡力致死。民之請(情)也。[一四五三]

…【一に曰く、】……勝～すれば、民は力を盡くして死を致す。民の情なり。

(第二簡)

【二曰】……不□其官、民知分。民知分死誼(義)、民之請(情)也。[一四五四]

【二に曰く、】……其の官を□せざれば、民は分を知る。民、分を知れば義に死す。民の情なり。

(第三簡)

三曰、卿大夫官吏士民儆(敬)節、高其誼(義)、禦其【□】、行其俗。民之請(情)也。[一四五五]

三に曰く、卿大夫・官吏・士民、節を敬しめば、其の義を高くし、其の【□】に禦い、其の俗を行う。民の情なり。

(第四簡)

四曰、卿大夫官吏士民之守職也固、民死分。民之請(情)也。[一四五六]

四に曰く、卿大夫・官吏・士民の職を守ること固ければ、民は分に死す。民の情なり。

(第五簡)

五曰、知所輕所重之分、而俗高賢。俗高賢而民志。民志、可與犯難。民之請(情)也。[一四五七]

五に曰く、輕き所と重き所の分を知れば、俗は高賢なり。俗、高賢なれば、民に志あり。民に志あれば、與に難を犯すべし。民の情なり。

(第六簡)

【六曰、□】□而國力搏(專)、而民出於爲上。民出於爲上、可與堅戰固守。民之請(情)也。

[一四五八]

【六に曰く、□】□～國力專にして、民は上の爲に出づ。民、上の爲に出づれば、與に堅戰固守すべし。民の情なり。

(第七簡)

【七曰、□】士卒共甘苦、儆(赴)堅難、佯(冒)白刃、蒙矢石、民難敵。民之請(情)也。[一四五九]

【七に曰く、□】士卒と甘苦を共にして堅難に赴けば、白刃を冒し、矢石を蒙るも、民は敵れ難し。民の情なり。

(第八簡)

八曰、賞罰信、功貴勞利、所以致顯榮佚(逸)樂之塗(途)陝(狭)、民勸賞猥(畏)罰。民之請(情)也。[一四六〇]

八に曰く、賞罰信にして、功あるは貴く勞あるは利ありて、顯榮逸樂を致す所以の途狭ければ、民は賞に勸み罰を畏る。民の情なり。

(第九簡)

傳曰、用衆无得於八者、而欲徒以刑罰威之、難以用衆。[一四六一]

傳に曰く、衆を用うるに八者を得ること無く、而して徒だ刑罰を以て之を威さんと欲すれば、以て衆を用うること難し。

●現代語訳

…【一に言う、】……～勝、民は死力を尽くす。これが民の実情である。

【二に言う、】～それぞれの官の分限を(越え)なければ、民は分限を知る。民が分限を知れば、その「義」に死す。これが民の実情である。

三に言う、卿大夫・官吏・士民が、分節を慎めば、(民は)その「義」を高く立派なものとし、その～に従い、その風俗を行うようになる。これが民の実情である。

四に言う、卿大夫・官吏・士民がその職分に務めれば、民も己の職分に死力を尽くす。これが民の実情である。

五に言う、何を軽んじ何を重んずるべきかといった(道義的)分別を知れば、(民の)俗は高まる。民の俗が高まれば、民は志を持つようになり、民が志を持てば、ともに困難に立ち向かうことができる。これが民の実情である。

【六に言う、】国の力を一つにまとめれば、民は上のために行動するようになる。民が上のために行動するようになれば、ともに死力を尽くして戦い、守備は堅固となる。これが民の実情である。

【七に言う】、～士卒と甘苦をともにすれば、民は困難に身を投じ、白刃を踏み、矢石を被ろうとも疲弊しない。これが民の実情である。

八に言う、賞罰を厳正に履行して、功労者は高位や利益を得、それ以外に安楽や栄達を獲得する道がないようにすれば、民は恩賞に向かい、刑罰を恐れるようになる。これが民の実情である。

(以上を)解説するに、「民衆を用いる場合、(上記の)八条にわたる民の実情を踏まえず、むやみに刑罰で脅して使役しようとするならば、民衆を用いることは困難となる」と。

二 『民之情』の全体構成

まず『民之情』の全体構成について概観しておこう。『民之情』(全九簡)は、いずれも一簡ずつ独立した内容を備えており、その総括部分と考えられる第九簡には、「衆を用うるに八者を得ること無く、而して徒だ刑罰を以て之を威さんと欲すれば、以て衆を用うること難し」とある。すなわち、民を用いるには「民之情」の把握が不可欠であり、それを踏まえた民の使役法を八条目にわたって記するのが本篇である。その各論部分である第二簡から第八簡(第一簡は竹簡の損傷が激しいため検討から除外)を内容に沿って分類すると、①「分」・「節」による使役法②心情的結合による使役法③名利による使役法の三つに分けることができる。

① 「分」・「節」による使役法（第二簡～第五簡）

第二簡から第五簡までの四簡には、「分」（職分）や「節」（節義）が重視され、これを基にした民の使役法が説かれている。本稿では、特にこの部分に注目して検討を加える。したがって、その内容に関しては、次節で詳説することにした。

② 心情的結合による使役法（第六簡～第七簡）

第六簡と第七簡は、「與に堅戦固守すべし」や「白刃を冒し、矢石を蒙る」など、明らかに軍事を意識した民の使役法である。第六簡では、国を一致団結させることで、有事の際、民が君主のために自発的に戦闘に従事することが述べられている。国を団結させる方策については、竹簡が破損しているため判然としないが、それは民に愛情をもって接するなど、民との親和にあると推測される。平生から君主が民と良好な関係を築いていればこそ、民は有事の際にも危険を顧みず、君主のために戦うというのである。すなわち、第六簡で提唱される使役法は、戦時への活用を念頭に置いてはいるものの、最も重視されているのは、平時における民との親和であるといえる。これに対して第七簡は、「士卒と甘苦を共にす」とあるように、戦時における民との関わりについて論じたものである。戦地では、軍の最高司令官である将軍が最下層の兵卒（民）と苦楽をともに行動してこそ、民はその将軍を信頼し、危険をものともせず戦うという。いずれにしても、こうした心情的結合によって民を使役しようとするのが、第六簡と第七簡にみえる使役法の特徴である。

③ 名利による使役法（第八簡）

第八簡では、功労者に対する高位や恩賞の賦与など、民の名利欲に働きかける使役法が説かれる。その際、予め名誉・栄達の道を限定し、賞罰で誘導することが求められているが、これは商鞅の農戦の主張と近似する。『商君書』算地篇では、「名利の出づる所は、審らかにせざるべからざるなり。利の地より出づれば、則ち民は力を盡くし、名の戦より出づれば、則ち民は死を致す」と、名声や利益が農耕や戦争によってのみ得られるとなれば、民はそれに死力を尽くすようになると説く。「農」（農耕）と「戦」（戦争）の強化は商鞅の富国強兵政策の二大柱であり、民の名利欲を利用してそれを達成しようとするのが商鞅の農戦論の特色である。『民之情』では、名利の道を限定することを述べるのみで、それを獲得する手段については明示されていないが、類似する商鞅の所論を参考にすると、戦争や農耕を主たる手段としている可能性が高い。すなわち第八簡は、民が生来有する名声や利益への欲求を利用した使役法であるといえる。

以上のように、『民之情』が記す民の使役法は、上記の三種に分類可能である。中でも①「分」・「節」による使役法は全体の半数の四条に渡ってみえており、本篇において非常に重視された思考であるといえる。

三 「分」・「節」による使役法

本節では、本篇の中心的な論説である「分」・「節」による使役法について、その内容を確認しておくこととしたい。

(第二簡)【二に曰く、】……其の官を□せざれば、民は分を知る。民、分を知れば義に死す。民の情なり。

(第三簡) 三に曰く、卿大夫・官吏・士民、節を敬(つつ)しめば、其の義を高くし、其の【□】に^ま薬い、其の俗を行う。民の情なり。

(第四簡) 四に曰く、卿大夫・官吏・士民の職を守ること固ければ、民は分に死す。民の情なり。

(第五簡) 五に曰く、軽き所と重き所の分を知れば、俗は高賢なり。俗、高賢なれば、民に志あり。民に志あれば、輿に難を犯すべし。民の情なり。

第二簡では、官職などの「分」(職分)に着目し、国政において職分がしっかりと守られていれば、民もそれに習ってみずからの「分」を知り、己の「分」を全うするため死力を尽くすようになるという。すなわち、民に対して己の役割を自覚させ、責任をもって行動させるには、まず上位者がその手本を示す必要があるのである。続く第三簡・第四簡も、基本的に同様の論法を展開する。第三簡では、「卿大夫・官吏・士民、節を敬しめば」とあるように、「節」が重視される。ここでの「節」は身分上の節義を指しており、第二簡の「分」とほぼ同様の主張と考えられる。卿大夫をはじめとする身分秩序が確立すれば、民もそれを手本と仰いで行動するようになるというのである。第三簡と同じく「卿大夫・官吏・士民」で始まる第四簡も、「職を守ること固ければ、民は分に死す」と、それぞれが職分を遵守することで、民も己の「分」のため死力を尽くすようになるという。要するに、第二簡から第四簡は、いずれも官職や身分上の「分」(職分)・「節」(節義)を重視するもので、上位者がこれを模範的に実践し、その効果を民にも拡充させようとする点において共通する。

これに対して第五簡にみえる「分」は、第二簡や第四簡の「分」(職分)とはいささか趣を異にする。「軽き所と重き所の分を知れば、俗は高賢なり」とあるように、ここでの「分」は道義的な分別を指している。その模範を示すのは、やはり官職を有する上位者なのであろう。そして民に道義心を植え付け風俗を高めることで、ともに困難に立ち向かうという精神力が得られるという。このように、第五簡で説かれる「分」は、これまでの論調とはやや異なりをみせている。しかし、上位者がまず規範を示し、民の質を高めた上で民を使役しようとしている点では共通するといえよう。

以上、「分」や「節」を重視する第二簡～第五簡についてみてきた。そこで説かれているのは、内政において上位者が見本を示すことで、民に上下の分節・分限の意識を芽生えさせ、そこで醸成された責任感と規範意識によって民を用いるといった使役法であった。権力で民を使役したり無理に民を教化するなどの強制的手段を用いず、自然と民の規範意識を養うことで自発的な行動を促す。「分」・「節」による使役法は、以上の点にその特色を認めることができる。

では、本篇の作者はこうして獲得した民の力を如何なる場面で活用しようとしているのであろう

か。当時、民の大部分は農耕に従事する農民であるので、農事への活用という可能性も一応考えられる。しかしながら、「民、分を知れば義に死す」（第二簡）・「民は分に死す」（第四簡）・「與に難を犯すべし」（第五簡）などの記述は、農事に関するものとしてはあまりにも過激すぎる表現であろう⁶。民が命がけで従事せねばならない仕事として考えられるのは、従軍などの軍事に関わる仕事である。前述の如く、第六簡・第七簡には、軍事における民の使役法が説かれており、本篇の作者にとって軍事が非常に重要な位置を占めていたことは疑いない。そしてこの「分」の使役法も、主に軍事を念頭において記されたものである可能性が高いと考えられる⁷。

以上の考察を総合し、その要点を図示すると以下ようになる。

- ①国政における「分」（身分秩序 [第二簡～第四簡]・道義的分別 [第五簡]）の確立
- ↓
- ②上位者の垂範による民の自然な「分」意識の育成
- ↓
- ③「分」意識に基づく民の決死の戦闘

国政における「分」（身分秩序 [第二簡～第四簡]・道義的分別 [第五簡]）の確立（①）は、民の「分」意識を育成し（②）、その意識に基づいて民は戦時に決死の覚悟で戦闘を行う（③）。『民之情』に見える「分」・「節」による使役法は、上記の過程を経て民を使役するものと総括することができる。

四 諸文献との比較考察

本節では、前節で検討した『民之情』の「分」の思想と、それに関連する諸文献との比較を交え、『民之情』の思想的特色について考察を行うことにする。便宜上、法家系文献、兵家系文献、儒家系文献の三方面から検討を行うこととしたい。

① 法家系文献との比較

『民之情』では、官僚組織における職分の明確化が求められていた。同じく職分を説くものとしては、まず法家思想が想起される。

故に明主の其の臣を使うや、忠なるも其の職を過ぐるを得ず、職は其の官を過ぐるを得ず。（中略）職を守るの吏人、其の治に務むれば、敢えて其の事を淫偷することなく、官、正しければ以て其の業を敬^つしみて和順し、以て其の上に事^{つか}う。此の如くなれば、則ち至治なり。（『慎子』知忠篇）

『慎子』では、「忠なるも其の職を過ぐるを得ず、職は其の官を過ぐるを得ず」とあるように、どんなに忠臣であっても自分の職分を越えて君主に奉仕することは許されず、その職分は担当する官の管轄領域を越えてはならないことが説かれる。下級役人の「吏」が職分を正しく守れば、自分の仕事を怠ることはなく、上級役人の「官」が職分を慎めば、それぞれの業務に専念し、上位者に

お仕えするようになる。これこそが最高の統治（「至治」）であると慎子という。同様の論は、次の『韓非子』にもみえる。

昔、韓の昭侯が酒に酔ってうたた寝をしていると、冠係の役人がこれを気遣って、昭侯に衣をかけた。昭侯は目覚めると、職務を怠った衣係とともに、この冠係も職分を越えた罪で罰した。韓非子はこの故事を引用し、次のようにいう。

故に明主の臣を畜^{やしな}うや、臣は官を越えて功有るを得ず、言を陳べて當^{あた}たらざるを得ず。官を越えれば則ち死し、當たらざれば則ち罪せらる。（『韓非子』二柄篇）

英明な君主が臣下を統御すると、臣下は官職の分限を越えて功績をなすことはできず、口に出して実行できないことは許されない。官職の分限を越えれば死罪にあたり、口に出して実行できなかった場合は処罰を受ける。

『慎子』・『韓非子』のいずれも、臣下の職分を明確にすることを主張しており、この点は『民之情』とも共通する。ただし、『慎子』・『韓非子』では、単に職分の明確化だけでなく、越権行為を強く否定するという厳しい内容となっている。とりわけ『韓非子』では、臣下の言葉（名）と実績（形）を付き合わせて査定する、いわゆる「形名参同術」を行う必要性から、このように越権行為を厳しく禁止するものとなったのであろう。これに対して『民之情』では、職分の明確化が民の「分」意識を育成するということに力点があり、両者は同じく「職分」について説くものの、その目的は些か異なっている。官僚組織における身分秩序の確立が、民に対しても身分的序列の意識を生成するといった論説は、次の『管子』にもみえる。

朝は義の理なり。是の故に、爵位正しければ民は怨まず。民怨まざれば、則ち亂^{みだ}れず。（中略）
貴き者無からしめば、則ち民は自ら理^{おさ}むること能^{あた}わざるなり。是の故に爵位の尊卑を辨ずれば、則ち先後の序、貴賤の義を知る。（『管子』乗馬篇）

ここではまず、朝廷こそが身分秩序を確立する場所であり、朝廷における爵位などの階級秩序が正当ならば、民はお上を恨んだりせず、国が乱れることもないという。さらに、「貴き者無からしめば、則ち民は自ら理むること能わざるなり」と、高貴な身分の者がいなければ、民は自分たちで治めることはできず、民を治めるためには身分秩序が必要であることを強調する。そして爵位の序列を明別すれば、民も上下の順序や貴賤の序列を知ることになると、民への感化についても言及されている。

ここで注目されるのは、朝廷における身分秩序の確立のみならず、それが民に及ぼす影響についても論じられている点である。「爵位の尊卑を辨ずれば、則ち先後の序、貴賤の義を知る」とあるように、国政における身分秩序の明確化は、朝廷の枠を越えて一般民衆にも身分的分限といった規範意識を生ずるという。この点は、『民之情』の「……其の官を□せざれば、民は分を知る。民、分を知れば義に死す」（第二簡）などと比較的近い思考である。ただし、『民之情』のように、それが民の決死の行動をも促すというところまでは論じられておらず、この点は『民之情』とは異なる。

以上、『慎子』・『韓非子』・『管子』など法家系諸文献との比較を試みた。『慎子』・『韓非子』では、『民之情』と同じく職業上の分限を明確にすることが求められていたが、その主たる目的は越権行

為の禁止であり、民の教化については考えられていない。また、『管子』では、朝廷における階級秩序の確立によって、民にも身分秩序に関する意識が備わるとされており、より『民之情』に近い思考がみられる。ただし、そうした意識が「民、分を知れば義に死す」（『民之情』第二簡）のように、民の積極的な行動を引き出すというところまでは述べられておらず、民を使役法について説く『民之情』とは些か論調を異にしているように思われる。

② 兵家系文献との比較

『民之情』で説かれる民の使役法は、前節で検討したように、戦時における民の使役を強く意識したものであった。そこで次に、兵家系文献との比較を試みることにする。

孫子曰く、衆を治むること寡を治むるが如くするは、分数是れなり。（『孫子』勢篇）

孫子は、大勢の兵を少数の兵を操るかの如く統率する手段として、「分数」を提示する。「分」は分割、「数」は数術を指し、部署割り（「分」）を明確にして軍の細部まで自在にコントロールする技術が「分数」である。これは軍を統率する側から「分」の必要性を説いたものであるが、もちろん民の側にも己の持ち場を遵守することが求められてくる。『尉繚子』兵教下篇には、「四に曰く、開塞。地を分ちて以て限り、各おの其の職に死して堅く守るを謂うなり」と、各人が自分の持ち場を死守すべきことが強調され、また『尉繚子』将令篇には、「君、身から斧鉞を以て將に授けて曰く、左右中軍、皆な分職あり。若し分を踰えて上請する者は死せん」と、所属部隊の分限を越えて指示を仰ぐことを禁止する記述もみえる。さらに『尉繚子』には、「禮信親愛」・「孝慈廉耻」といった道義心によって、民を戦闘に駆り立てようとする次のような論もみえる。

未だ其の心を信ぜずして能く其の力を得る者は有らざるなり。未だ其の力を得ずして能く其の死戦を致す者は有らざるなり。故に國に必ず禮信親愛の義有らば、則ち飢を以て飽に易うべく、國に必ず孝慈廉恥の俗あらば、則ち死を以て生に易うべし。古は、民を率いるに、必ず禮信を先にして爵禄を後にし、廉恥を先にして刑罰を後にし、親愛を先にして其の身を律するを後にす。（『尉繚子』戦威篇）

戦場で民に死力を尽くして戦闘させるには、日頃から「禮信」「親愛」・「孝慈」・「廉耻」などの道義心を養っておく必要があり、そうすれば民は飢餓をものともせず、死をも厭わず戦うようになるという。ここで注目されるのは、「國に必ず孝慈廉恥の俗あらば、則ち死を以て生に易うべし」と、民の風俗に言及している点である。平生から民の道義心を涵養して風俗を高めておくことが、戦時における民の決死の戦闘を引き出す基になると尉繚子はいう。これは、『民之情』第五簡の「俗高賢なれば、民に志あり。民に志あれば、與に難を犯すべし」にも通ずる思考として注目される。道義心と戦闘との関係を重視した論説は、次の『呉子』にもみえる。

凡そ國を制し軍を治むるには、必ず之に教うるに禮を以てし、之を励ますに義を以てし、恥有らしむるなり。夫れ人に恥有れば、大に在りては以て戦うに足り、小に在りては以て守るに足る。（『呉子』図国篇）

国家や軍隊を治めるには、「禮」・「義」で民を教化し、民に恥の心を植え付けることが重要である。

民に恥の心があるならば、大においては敵を攻撃することができ、小においては守備を行うに十分だと呉子はいう。ここでは、戦闘における「恥」（羞恥心）の効用が説かれているが、その前段階として「必ず之に教うるに禮を以てし、之を励ますに義を以てし」とあるように、民に教化を行う必要があるとする点は注目されよう。

以上、兵家系文献との比較を試みた。『孫子』勢篇や『尉繚子』兵教下篇には「分」の語はみえるものの、これは戦場における持ち場としての「分」を指しており、『民之情』にみえる身分秩序としての「分」とはやや異なる。だが、戦場において民の決死の力をいかに引き出すかという点には注視しており、『尉繚子』戦威篇では、日々の国政において「禮信親愛」などの道義心を養っておくこと、『呉子』図国篇では「礼」・「義」を涵養して民に恥の意識を持たせることなどが提唱される。これは国政における道義心を重視する点において、『民之情』第五簡の「輕き所と重き所の分を知れば、俗は高賢なり。俗、高賢なれば、民に志あり。民に志あれば、與に難を犯すべし」にも通ずる思考であるといえよう。『尉繚子』や『呉子』では、「必ず之に教うるに」（図国篇）のように、民に教育を施すのに対して、『民之情』では上位者が範を示すという自然な感化を提唱しており、その教化方法に関してはやや差違が認められる。しかしながら、『民之情』第五簡と『尉繚子』・『呉子』とが非常に近い思考を共有していることは確かであろう。

③ 儒家系文献との比較

『民之情』では、民に「分」を自覚させる前提として、上位者が範を示すことが求められていた。こうした率先垂範の思想は、「子曰く、其の身正しければ、令せずして行わる」（『論語』子路篇）・「身、道を行わざれば、妻子にも行われず」（『孟子』尽心下篇）・「主なる者は民の唱なり。上なる者は下の儀なり」（『荀子』正論篇）など、儒家思想に顕著である。そしてその中で、「分」に関する言説がみえるのが『荀子』である。

人の生（性）は、羣する無きこと能わず。羣して分無ければ則ち争い、争えば則ち亂れ、亂れば則ち窮す。故に分無きは人の大害なり。分有るは天下の本利なり。而して人君なる者は分を管する所以の枢要なり。（『荀子』富国）

人は群集して生活を営む習性がある。しかしながら、人々が群れをなすだけで、そこに「分」がなければ争乱が起こって人々は困窮する。「分」の有無は天下人民の利害に直結しており、その「分」を管理するのが君主である。

まず、ここで説かれる「分」について検討してみよう。「分無ければ則ち争い」と、「分」のないまま群居すれば、人々の間に争いが生じると荀子はいう。他者と利害が衝突した際、そこに身分的な差等があれば、下位者が上位者に譲るなどして争いは回避される。或いは、さらに上に立つ者が両者の調停を行うことも可能であろう。しかし、全ての人が同格ならば、互いが自分の利益を主張し続け、それを調停しうる他者も存在せず、争いは拡大の一步をたどる。すなわち、ここで説かれる「分」とは身分上の分別を指しており、集団のトップに立つ君主がその管理者とされている⁸。こうした「分」への言及は、上掲の富国篇をはじめ、王制篇にも「分、均しければ則ち偏ならず。

執(勢)齊しければ則ち壺ならず。衆の齊しければ則ち使われず・「人は何に以りて能く群するや。曰く、分なり」と繰り返してみえている⁹。そして次の王覇篇では、このような身分秩序としての「分」が、民を感化する力をもつとする。

治國なる者は分已に定まる。則ち主相臣下百吏は、各おの其の聞く所を謹しみて、其の聞かざる所を聴くに務めず。各おの其の見る所を謹しみて、其の見ざる所を視るに務めず。聞く所見る所誠に以て齊えば、則ち幽閑隱辟の百姓と雖も、敢えて分を敬しみに安んじて以て其の上に化せざること莫し。(王覇篇)

治国はすでに「分」が定まっており、君主・宰相・大臣・諸役人はそれぞれ自分の担当範囲のみ見聞きして事を行い、担当外のことには手を出さない。そうすれば事業は成功し、遠い辺境の民でさえも感化され、己の仕事に専念するようになる。

ここでは、国政における「分」の確立は、民の感化にも繋がるとされており、『民之情』と非常に近い思考を展開している。さらに王覇篇では、儒者の統治法として、士大夫・百吏・商賈・百工・農夫の五者に区分して統治を行う「曲辨」(細分化)を提示しているが、その中の士大夫に関する記述には、『民之情』と極めて近い思考がみえる。

朝廷は必ず將に禮義を隆びて貴賤を審らかにす。是の若くなれば、則ち士大夫は節を敬しみて制に死せざる者莫し。(中略)士大夫、節に務めて制に死し、然る後に兵勁し。(王覇篇「曲辨」)

ここには「分」の語はみえないものの、「朝廷は必ず將に禮義を隆びて貴賤を審らかにす」と、朝廷における礼儀・貴賤の確立を説く部分は、『民之情』の「分」の思想と軌を一にする。また、「士大夫は節を敬しみて制に死せざる者莫し」のように、「節を敬し」むという表現は、『民之情』第三簡の「卿大夫・官吏・士民、節を敬しめば」と部分的に一致しており、さらに「死せざる者莫し」の部分は『民之情』の「民、分を知れば義に死す」(第二簡)や「民は分に死す」(第四簡)とも近い表現である。そして、「士大夫、節に務めて制に死し、然る後に兵勁し」と、最終的に戦争を意識した立論である点も『民之情』と共通する思考として注目される。しかしながら、上記の王覇篇「曲辨」説と『民之情』とでは、その対象者に大きな差違が認められる。「曲辨」説の記載は、民ではなく士大夫を対象としたものだからである。民に相当するものとして、「曲辨」説中には「農夫」に関する記載がある。だが、そこでは農事関連の事柄が記されるのみで、『民之情』との関連はみえない¹⁰。「士大夫は節を敬しみて制に死せざる者莫し」とあるように、節義を重んじ、職分に生命を捧げることができる対象として荀子が考えているのは、大夫や士といった統治階層に属する人たちであった。この対象者の違いは、やはり両者の差異として注意を要するであろう。

以上、儒家系文献の中でも特に『荀子』との関連についてみてきた。『荀子』には「分」や「敬節(節を敬しむ)」など、『民之情』と一致する言葉がみえ、また、国政における身分秩序の確立が、「分」の意識や節義の心を養うとする点なども共通する。そして王覇篇の「曲辨」説では、士大夫を対象とした議論ではあるものの、節義によって死をも顧みない戦闘が可能になると説くなど、『民之情』と極めてよく似た思想構造が看取される。したがって、『民之情』の「分」の思想、中でも第二簡から第四簡の内容は、『荀子』と何らかの思想的影響関係をもつ可能性が高いと考えられる¹¹。

結語

それでは最後に、これまでの考察をまとめ、『民之情』にみえる「分」の思想の特色について検討してみよう。先述の如く、『民之情』にみえる「分」の思想では、以下の過程による民の使役法が考えられていた。

- ①国政における「分」（身分秩序〔第二簡～第四簡〕・道義的分別〔第五簡〕）の確立
- ②上位者の垂範による民の自然な「分」意識の育成
- ③「分」意識に基づく決死の戦闘

まず、身分秩序としての「分」の確立を説く『民之情』第二簡～第四簡と思想的関連性を有するのは、『管子』・『荀子』である。『管子』乗馬篇や『荀子』王霸篇には①と②を共に含む思考が看取され、とりわけ『荀子』には「分」に関する多くの言及があり、『民之情』との関連性を窺わせる。さらに『荀子』王霸篇の「曲辨」を説く箇所では、士大夫を対象とするものではあるが、①②③の全ての要素を併せ持つ言説もみえており、こうした点からも『荀子』との思想的関連性は高いといえる。ただし、『民之情』はあくまでも民を対象とした使役法であり、士大夫に限定する『荀子』の主張とはやはり異なる。しかしながら、裏を返せばこの点こそが『民之情』の独自性でもある。統治階層の士大夫に限定するのではなく、『民之情』では最下層に位置する民にも『荀子』の説く士大夫と同等の効果を認めている。この点は、本篇のもつ最も大きな思想的特色として注目される。

次に、道義的分別としての「分」の確立を説く『民之情』第五簡と近い言説を展開するのが『尉繚子』・『呉子』である。そこでは、③の目的達成のために①を説くといった『民之情』と共通する思考がみえる。ただし、『尉繚子』・『呉子』には、②のように上位者の垂範によって自然な感化を行うといった要素は希薄なようである。『民之情』では、刑罰による強制的な民の使役が強く否定され、それに変わる手段が②の無理のない自然な感化であった。これにより、①と③は緩やかに結合されているのである。『尉繚子』・『呉子』と比較するに、自然な感化を促す②によって①と③が連結されている点も、『民之情』の思想的特色として注目されよう。

注

- 1 銀雀山漢墓竹簡整理小組編『銀雀山漢墓竹簡（貳）』（文物出版社、2010年）
- 2 銀雀山漢墓竹簡整理小組編『銀雀山漢墓竹簡（壹）』（文物出版社、1985年）
- 3 馬克冬「『銀雀山漢墓竹簡（貳）』校勘記」（復旦大学出土文献与古文字研究中心）（<http://www.gwz.fudan.edu.cn/>）、2012年9月22日）などに文字に関する若干の言及があるが、管見の限り『民之情』に関する専論は現在のところないようである。
- 4 2014年国立高雄餐旅大学応用日語系「観光、言語、文学」国際学術研討会（於台湾国立高雄餐旅大学、2014年5月31日開催）なお、その発表内容は、2014年11月に「2014年国立高雄餐旅大学応用日語系「観光・言語・文学」国際学術研討会論文集」（瓊文出版社）として公開された。あわせて参照されたい。
- 5 八簡中、上部が欠損した簡が四枚あるものの、整理者は「【一曰】」、「【二曰】」などの文字を補って整理を

- 行っている。これは残りの四枚の完簡(または完整簡)の上部に「三曰」(一四五五簡)、「四曰」(一四五六簡)、「五曰」(一四五七簡)、「八曰」(一四六〇簡)とあることや、最後の総括部分(一四六一簡)に「用衆无於八者」とあることが根拠となっている。整理者のこうした処置は妥当であり、本篇は一枚の竹簡に一条目を記した簡条書き風の八簡と、それを総括する一簡で構成されていたものと考えられる。ただし、整理者も注意を促しているように、「【一曰】」・「【二曰】」・「【六曰】」・「【七曰】」を補った竹簡相互の排列については不明である。
- 6 さらに、竹簡の損傷のため全体理解が困難な第一簡にも「民は力を盡くして死を致す」と、やはり軍事との関連を思わせる類似表現がみえる。
- 7 もっとも、第三簡には、「卿大夫・官吏・士民、節を敬しめば、其の義を高くし、其の【□】に禦い、其の俗を行う」と、軍事との関連性を示すような表現は看取されない。しかしながら、第三簡は第四簡と対句的な内容を有しており、その第四簡では、「卿大夫・官吏・士民の職を守ることを固ければ、民は分に死す」と、軍事との関連を窺わせる表現が用いられている。第三簡では、身分秩序の確立が民度の向上にも繋がることを述べ、第四簡では、そうした民が死をも厭わず己の仕事を行うようになる様を示す。このように、両簡は一連のものとして記述されている可能性も考えられる。以上の点を考慮すると、第二簡から第五簡は、最終的には軍事への活用を念頭に置いた使役法であると見做すことができる。
- 8 同篇には、「患を救い禍を除くは、則ち分を明らかにして群せしむるに若くは莫し」と、やはり、人間が集団生活を行うには身分秩序の確立が不可欠であると述べられている。
- 9 王制篇では、勢力・地位が等しく、好みも同じである両者が互いに欲求を満たそうとすれば、物資は必ず不足して争奪が起こるとした上で、英明な先王は、「故に禮義を制めて以て之を分かち、貧富貴賤の等有りて、以て相兼ね臨むに足らしむ」と、人間関係における規定(「禮義」)を制定し、「貧富」・「貴賤」の差等を明らかにして、上位者が下位者にそれぞれ臨むことができるようにしたとする。「禮義」(=「禮」)は、荀子の思想の中核をなす重要な概念であり、「禮なる者は、貴賤に等有り、長幼に差有り、貧富・輕重に皆な稱有る者なり」(富国)のように、貴賤の等級・長幼の序列・経済的な貧富の差・社会的な輕重など、人間社会な様々な差等を表す。
- 10 「縣鄙は則ち將に田野の税を軽くし、刀布の斂を省き力役を擧^{おこな}うことを罕^{まれ}にして、農時を奪うこと無し。是の如くなれば、則ち農夫は朴にして力め能を寡くせざるは莫し。(中略)農夫朴にして力め能寡なければ、則ち上は天の時を失わず、下は地の利を失わず、中は人の和を得て、百事廢せず。」(王霸篇)
- 11 『民之情』の作者が『荀子』の思想に直接の影響を受けたかどうかは不明だが、『荀子』の著者である荀況は、齊の稷下の学に遊学し、三度も「祭酒」(学長)を務めたとされる。したがって、齊には荀子の学説が広く伝わっていたと考えられる。本篇が出土したのは戦国齊国の領土内であり、荀子の思想的影響を受けている可能性は十分に考えられる。